

## ② 東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金

住宅取得利子補給補助 上限額444万円 + 土地取得利子補給補助 上限額206万円 + 敷地造成利子補給補助 上限額58万円 + 移転・除却費用補助 上限額78万円 = 最大 786万円の補助

## 1.対象者(以下のすべてに該当する方)

- (1)東日本大震災の発災時(平成23年3月11日)に災害危険区域にある住宅に居住していた方
- (2)災害危険区域外に住宅を再建し平成24年11月30日以前に住宅再建にかかわる契約を締結した方
- (3)補助金を受けようとする住宅再建について、東日本大震災被災者住宅再建事業補助金を受けていない方
- (4)市区町村税等に滞納がない方
- (5)暴力団員等でない方

## 2.申請書類

- (1)東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金交付申請書
- (2)個人情報確認等同意書
- (3)市区町村税等の完納証明書等
- (4)再建した住宅に居住している全員の記載のある住民票の写し
- (5)り災証明書

- (6)住宅の建設または購入に係る契約書等の写し
- (7)住宅用地の購入に係る契約書等の写し(土地を購入した場合に限る)
- (8)敷地造成工事に係る契約書等の写し(敷地造成をした場合に限る)
- (9)再建した住宅への引越し代金、登記費用等の領収書の写し
- (10)金銭消費貸借契約書の写し(建物取得、土地購入、敷地造成ごとに借入額が分かるもの)
- (11)返済予定明細書の写し
- (12)移転先の土地および建物の登記事項証明書
- (13)危険住宅の除却等に要した経費の契約書、見積書および領収書の写し(危険住宅の除却等を行った場合に限る)
- (14)申請する方の預金通帳の写し
- (15)手続きする方の身分証明書の写し

※(1)~(3)の所定様式は窓口にて用意してあります。

## &lt;受付方法&gt;

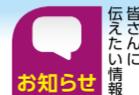
日 時:5月29日(水)～ ※土日・祝日を除く(受付時間 午前9時～午後4時)

場 所:市役所3階災害支援関係窓口(36番窓口)・各総合支所保健福祉課

申請方法:申請は予約制です。5月22日(水)午前9時から予約を受け付けますので、電話でお申し込みください。

問 生活再建支援課(内線3957)、各総合支所保健福祉課

## 震災復興情報



お知らせ

## 「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」の申請窓口が変わります

「東日本大震災被災者住宅再建事業補助金」および「東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金」の受け付けが始まるため、既に申請を受け付けている「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」の申請窓口を、5月29日(水)から市役所3階災害支援関係窓口(36番窓口)に変更します。

なお、防災集団移転等の相談は、これまでと同様に市役所5階市民サロンで行います。

申・問 集団移転対策課(内線5541)

募集

## 震災被災者就労支援事業のご案内

被災された方々の雇用対策として、2カ月の研修、6カ月の就業体験により、希望に合った就職に結びつくよう支援する事業を実施します。(宮城県緊急雇用創出事業)

雇用期間 ○第1期 6月3日(月)～平成26年1月31日(金)  
○第2期 7月1日(月)～平成26年2月28日(金)  
○第3期 8月1日(木)～平成26年3月31日(月)

対象 ①東日本大震災時に市内に住所を有し、その影響により離職を余儀なくされた方、または求職者  
②東日本大震災に伴い、廃業または休業を余儀なくされ、収入がない自営業者や農林漁業者の方

採用予定人数 各期60人(計180人)

賃 金 月額6,800～12,000円

申・問 ヒューレックス(株)石巻営業所 ☎ 92-0770  
商工観光課(内線3523)

お知らせ

## 宮城県住宅再建支援事業 ～二重ローン対策～

県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

受付期限 平成28年3月31日

申請書類の配布・受付窓口 市生活再建支援課・各総合支所地域振興課・各支所  
午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

申・問 県住宅課(※直接申し込み可) ☎ 022-211-3256  
Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

お知らせ

## 〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度の工事完了報告書等の提出

〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度の申し込みは3月29日で終了しました。なお、本制度に係る「工事完了報告書」および「支払請求書」は、早めに提出願います。

受付窓口 市役所3階 住宅応急修理受付窓口

問 建築指導課住宅応急修理担当(内線3941・3943)

# 震災復興情報



## 〔被災者向け〕市有地をお売りします

**対象** ・東日本大震災以前から市に住所を有していた方  
(現在は避難し、市内に住所がない場合も含む)  
・東日本大震災の被災者であり、住宅が全壊等となった世帯の構成員  
※その他、20歳以上、市民税、固定資産税の未納がないこと等の条件がありますので、詳しくは売払実施要領をご覧ください。

**土地の利用条件** ・自ら居住する住宅敷地として使用すること  
・5年以内に使用を開始すること  
※住宅敷地として使用を開始してから1年間は転売や貸付に制限があります。

### 対象物件一覧

物件番号	区分	物件の所在地	地目	土地面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	土地	桃生町寺崎字新町49番6	宅地	338.59	4,489,450
2	土地	桃生町寺崎字新町65番11	宅地	398.41	5,111,610

**受付期間** 5月27日(月)～6月7日(金)〔必着〕

**申込方法** 売払実施要領に掲載の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市役所4階管財課へ直接持参または郵送で申し込みください。

**買受人決定の方法** 受付期間終了時点で申込者が1人の場合、申込資格等を確認の上、買受人に決定します。複数の申し込みがあった場合、抽選により買受人を決定します。

**抽選日** 6月24日(月) 午後1時30分

**抽選会場** 市役所仮設会議室2階  
※売払実施要領は管財課および各総合支所地域振興課で配付するほか、ホームページ(売払い情報)で閲覧できます。  
※その他詳細は、お問い合わせください。

〔申・問〕 管財課 (内線 4088)



## 建築物等耐震対策助成事業

①危険ブロック塀等除却事業  
通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。 **募集予定件数** 40件

②木造住宅耐震診断助成事業  
昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。 **募集予定件数** 35件

③木造住宅耐震改修工事助成事業  
市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事、または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。なお、改修工事、または建て替え工事は平成26年1月31日までに完了することが必要です。  
**募集予定件数** 10件

**申込期間** 5月15日(水)～12月13日(金)  
なお、募集予定件数を超えた場合には、申し込みを終了します。

〔問〕 建築指導課 (内線5675)



## 知っていますか? 「災害情報テレホンサービス」、「メール配信サービス」

市では、防災行政無線広報を補完することを目的として、「災害情報テレホンサービス」「災害情報メール配信サービス」を行っています。

**災害テレホンサービス** 防災無線の内容確認「緊急にコール!」 ☎0180-992-506

**災害情報メール配信サービス** 登録アドレス

本庁地区：is1-entry@my.e-msg.jp	桃生地区：is5-entry@my.e-msg.jp
河北地区：is2-entry@my.e-msg.jp	北上地区：is6-entry@my.e-msg.jp
雄勝地区：is3-entry@my.e-msg.jp	牡鹿地区：is7-entry@my.e-msg.jp
河南地区：is4-entry@my.e-msg.jp	

※上のアドレスに空メールを送信してください。迷惑メール防止機能の設定を行っている方は、e-msg.jpのドメインを受信する設定を行ってから登録してください。  
※詳しくは、ホームページをご覧ください。 ※火災情報は行っていません。  
(火災情報については消防情報☎0180-992-911をご利用ください)

〔問〕 防災対策課 (内線4168)



## テレワーク1000プロジェクト お仕事説明会開催

市内に住んでいて仕事を探している皆さんに対して、お仕事説明会を開催します。パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。

**対象** 市内在住の方

**とき** 5月23日(木) 午後2時～4時(受付 午後1時40分～)

**ところ** 河北総合センター「ビッグバン」1階「集いの部屋」

〔申・問〕 石巻在宅就業支援センター ☎080-0800-3384  
Eメール webmaster@i-zaitaku.com  
URL http://www.i-zaitaku.com/



## 復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。  
※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

	特区名(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日)	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業
	民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、蛇田、開成地区の一部	情報サービス関連産業
	民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日)	蛇田、稲井、渡波、河南、河北、北上、牡鹿地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等
	石巻まちなか 再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目および住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※9月28日変更認定	渡波、荻浜、田代、牡鹿、雄勝、北上地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー、関連産業等

**税制特例の内容**

①新規立地促進税制  
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。

②特別償却または税額控除  
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。

③法人税等の特別控除  
被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。

④研究開発税制の特例  
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12%の税額控除が受けられます。  
※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。

⑤地方税の特例  
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除を受けられます。

**手続きについて**

①指定事業者の指定申請・指定書の交付  
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。  
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。

②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付  
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。  
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。  
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。

③国税、地方税窓口での手続き  
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

**受付窓口** 民間投資促進特区(ものづくり産業版、IT産業版)は県東部地方振興事務所、石巻まちなか再生特区、愛ランド特区、民間投資促進特区(農業版)は市が受付窓口です。

〔申・問〕 産業推進課(内線3547)・商工観光課(内線3524)

**宮城県任期付職員募集**

職種および採用予定人員 ①土木職163人程度 ②建築職17人程度  
③用地補償事務58人程度

※県職員として採用され、県または被災した市町で勤務します。

なお、応募に際しては実務経験や資格等が必要になります。

第一次考査 ①②専門考査(考査日:6月30日(日))③書類選考のみ

申込期限 ①②6月7日(金)③6月21日(金)(いずれも当日消印有効)

配属先 宮城県、9市町(石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、山元町、利府町、女川町、南三陸町)

任期(予定) 原則として、11月1日(金)～平成28年3月31日(木)  
(県または派遣された市町の状況等により、変更・更新することがあります)

問 県人事課 ☎022-211-2286 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zinzi/>

**石巻フットボール場復旧記念 関東ラグビー招待試合『早稲田大学 対 慶應義塾大学』開催のお知らせ**

と き 6月2日(日) 開 場 午前10時 ※オープニングマッチあり  
試合開始 午後1時

ところ 総合運動公園フットボール場

入場料 前売り(ペア)1,500円、(一般)1,000円  
当日券(一般)1,300円 ※高校生以下無料

チケット取扱店 ローソンチケット・チケットぴあ・スポーツショップまつむら他  
問 石巻ラグビーフットボール協会 ☎090-8924-8507

**「災害復興住宅融資」相談会**

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、震災により被害を受けられた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。なお、相談会への参加を希望する場合は、事前に予約をお願いします。

と き 5月28日(火)、6月2日(日)・3日(月)・11日(火)・25日(火) 午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前 参加費 無料

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

**太陽光発電システムを設置した方へ補助金を交付します**

受付期間 5月20日(月)～平成26年3月31日(月)  
※申請額が予算の総額を超えた場合は、受け付けを終了しますのでご了承ください。

対 象 本年4月1日以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連係電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成24年度中に同様の太陽光受給契約を締結し、この補助をまだ受けていない方  
※新設が対象で、増設等は対象外となります。

※国・県の補助制度と併せて利用できます。

申請方法 申請書に記載の上、必要書類を添えて持参するか郵送(必ず配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。不明な点がありましたら、問い合わせください。

申・問 〒986-8501 住所不要、環境課(内線3368・3378)

**平成25年度中小企業復旧支援事業補助金交付制度(第1回)**

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

受付期間 6月3日(月)～21日(金)

補助対象者 ①市内で事業を営んでいる鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業者にあつては、東日本大震災時に市内に住居していた方) ※医療法人および社会福祉法人は除きます。

②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方

③市内で事業を再開または継続する方

④市税および国民健康保険税を完納している方

⑤国・県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方

⑥平成26年3月31日までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(既に施設および設備の復旧を終えている場合も可)等

補助対象工事 ①被災した施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場合は、施設に係る部分のみ)

②被災した設備の修繕または入替に要する経費(原則として、施設に付随する設備であつて、事業の再開に供するもの)  
※他に貸与することを目的とする施設(アパート、貸事務所等)は除きます。

補助金の額 施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上。消費税額および地方消費税額を除く)の1/2以内(限度額100万円)

申・問 商工観光課(内線3524)

**石巻地域福祉セミナーを開催します**

復興に向けた石巻市地域福祉計画(第2期)の推進のため、セミナーが開催されます。ぜひご参加ください。 ※申込不要です。

と き 5月25日(土) 午後1時～4時 ところ 石巻専修大学 森口記念館

主催 日本地域福祉学会東北支部

問 福祉総務課(内線2451)

**糖尿病予防セミナーを開催します**

と き 6月1日(土) 午前10時～11時30分(受付 午前9時30分～)  
※5月28日(火)までに電話で申し込みください。

ところ 保健相談センター 3階講義室

内 容 ・講演 テーマ「血糖値が高い」と言われたら

～自分は大丈夫だと思いませんか～

講 師 石巻赤十字病院内科医(糖尿病外来) 杉村和彦先生

・管理栄養士による講話「糖尿病の原因としての間食」と展示

・保健師、管理栄養士による健康・栄養相談(講演終了後希望者)

申・問 健康推進課(内線2425・2613)

**農業用水路等での水難事故防止**

用水時期となり、水路、ため池等では水量が増しています。水路への転落等の事故のないように十分注意しましょう。特に、子どもたちが近付かないようにお願いします。

問 農林課(内線3556)

**平成25年度石巻市総合防災訓練のお知らせ**

本年度の総合防災訓練「全市一斉 津波・地震避難訓練」は10月6日(日)に実施します。詳細については、今後、市報や全戸配布のチラシ等によりご案内します。

問 防災対策課(内線4154・4168)

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ

〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111

北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市企画部秘書広報課(内線4024) FAX0225-23-4340

次回発行は平成25年6月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

